

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第7号

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県建築士法施行細則（昭和26年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除項及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示、追加項及び追加号並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(免許の申請) 第5条 法第4条第3項の規定によつて2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に、 <u>次に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第30条第1項の規定により同項第1号及び第2号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第2項の規定により当該書類に準ずる書類を県指定試験機関(法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者をいう。以下同じ。)に提出した場合で、第30条第1項第1号若しくは第2号に掲げる書類又は当該書類に準ずる書類に記載された内容と別記第1号様式による申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号又は第4号に掲げる書類を添えることを要しない。</u> <u>(1) 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</u> <u>(2) 知事又は県指定試験機関が交付した2級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類</u> <u>(3) 次のいずれかに掲げる書類</u> <u>ア 法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書</u> <u>イ 知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合するものにあつては、その基準に適合することを証するに足る書類</u>	(免許の申請) 第5条 法第4条第2項又は第3項の規定によつて2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に、 <u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</u> を添えて、知事に提出しなければならない。

ウ 法第4条第4項第3号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

(4) 法第4条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当する者にあつては、別記第1号様式の2による建築実務の経験を記載した書類(以下「実務経歴書」という。)及び別記第1号様式の3による使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容について事実と相違しないことを確認したことを証する書類(以下「実務経歴証明書」という。)

2 法第4条第5項の規定により2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に、前項第1号に掲げる書類(その書類を得られない正当な理由がある場合においては、これに代わる適当な書類)及び外国の建築士免許証の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

3 前2項の申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。

(県指定登録機関への書類の交付)

第23条 知事は、県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書等の送付を受けたときは、県指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第39条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項に規定する添付書類に記載された事項

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

(1) 知事の使用に係る電子計算機と県指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、県指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに

2 前項の申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。

3 第1項の場合において、法第4条第3項の規定により2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1項の申請書に外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。

(県指定登録機関への書類の交付)

第23条 知事は、県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書等の送付を受けたときは、県指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第39条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項

情報を記録したものを県指定登録機関に交付する方法

(県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合の規定の適用)

第26条 県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合における第5条第1項及び第2項、第6条、第8条から第9条まで、第10条第4項、第11条並びに第14条の規定の適用については、これらの規定(第5条第1項を除く。)中「知事」とあるのは「県指定登録機関」と、同項中「別記第1号様式による」とあり、同項第4号中「別記第1号様式の2による」とあり、同号中「別記第1号様式の3による」とあり、第8条第1項中「別記第2号様式による」とあり、第8条の2第2項中「別記第3号様式による」とあり、及び第9条第1項中「別記第4号様式による」とあるのは「県指定登録機関が別に定める」と、第5条第1項中「知事」とあるのは「県指定登録機関(第16条に規定する県指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、第8条の2第3項及び第9条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第9条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第11条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第2項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第23条の規定により前条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第14条中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」とする。

(学科試験の免除)

第28条 2級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験(他の都道府県知事が行つたものを含む。)に合格した者については、学科の試験に合格した2級建築士試験又は木造建築士試験(以下この条において「学科合格試験」という。)に引き続いて行われる次の4回の2級建築士試験又は木造建築士試験のうち2回(学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、3回)の2級建築士試験又は木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

(県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合の規定の適用)

第26条 県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合における第5条第1項、第6条、第8条から第9条まで、第10条第4項、第11条及び第14条の規定の適用については、これらの規定(第5条第1項を除く。)中「知事」とあるのは「県指定登録機関」と、同項中「別記第1号様式による」とあり、第8条第1項中「別記第2号様式による」とあり、第8条の2第2項中「別記第3号様式による」とあり、及び第9条第1項中「別記第4号様式による」とあるのは「県指定登録機関が別に定める」と、第5条第1項中「知事」とあるのは「県指定登録機関(第16条に規定する県指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、第8条の2第3項及び第9条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第9条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第11条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第2項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第23条の規定により前条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第14条中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」とする。

(学科試験の免除)

第28条 2級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験(他の都道府県知事が行つたものを含む。)に合格した者については、その申請により、学科の試験に合格した2級建築士試験又は木造建築士試験に引き続いて行われる次の2回の2級建築士試験又は木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

2 前項に規定する申請は、第30条第1項の規定により受験を申し込む場合にあつては同項の受験申込書に別記第9号様式による申請書を添付して、

(受験の申込み)

第30条 2級建築士試験又は木造建築士試験(県指定試験機関が2級建築士試験事務又は木造建築士試験事務(以下「2級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第10号様式による受験申込書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 次のいずれかに掲げる書類

ア 法第15条第1号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合は、これに代わる適当な書類)

イ 知事が別に定める法第15条第2号に該当する者の基準に適合するものにあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ウ 法第15条第2号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

(2) 法第15条第2号又は第3号に該当する者にあつては、実務経歴書及び実務経歴証明書

(3) (略)

2 県指定試験機関が2級建築士等試験事務を行う2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、県指定試験機関が別に定める受験申込書に、前項各号に掲げる書類に準ずる書類を添えて、県指定試験機関の定めるところにより、受験を申し込まなければならない。

(2級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第39条 (略)

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表並びに第30条第2項の受験申込書並びに同条第1項第1号及び第2号に掲げる書類に準ずる書類を添えなければならない。

3 (略)

第9号様式 削除

同条第2項の規定により受験を申し込む場合にあつては法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者(以下「県指定試験機関」という。)の定めるところにより、行わなければならない。

(受験の申込み)

第30条 2級建築士試験又は木造建築士試験(県指定試験機関が2級建築士試験事務又は木造建築士試験事務(以下「2級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第10号様式による受験申込書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 次の各号のいずれかに掲げる書類

ア 法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合は、これに代わる適当な書類)

イ 知事が別に定める法第15条第3号に該当する者の基準に適合するものにあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ウ 前ア、イに掲げる者以外の者にあつては、法第15条第3号の規定により同条第1号又は第2号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

(2) 別記第11号様式による建築実務の経験を記載した書類及び当該建築実務の経験を証する書類

(3) (略)

2 県指定試験機関が2級建築士等試験事務を行う2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、県指定試験機関の定めるところにより、受験を申し込まなければならない。

(2級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第39条 (略)

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

3 (略)

第9号様式 (第28条関係)

(略)

第11号様式 削除

第11号様式 (第30条関係)

実務経歴書

(略)

第2条 新潟県建築士法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

2級 建築士免許申請書
木造

収入証紙 貼付欄

〔記入注意〕 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。

私は、2級木造建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写し等を添えて申請します。 私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。 年 月 日 氏名 _____ (署名) 新潟県知事 様		写真 (縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル)		
ふりがな氏名	生年月日		年 月 日生	
現住所				
試験に合格した時期・番号	合格通知書付日	年 月 日	合格番号 第 号	
登録申請区分	1 学歴のみ□ 2 学歴及び実務□ 3 実務のみ□ 4 建築設備士□ 5 建築士法第4条第5項□			
1～3 学歴又は実務により申請する場合に記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	建築実務経験期間の合計 年 月
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
4 建築設備士により申請する場合に記入	登録番号		登録の年月日	
	第 号		年 月 日	
5 建築士法第4条第5項により申請する場合に記入	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/> あるときはその罪及び刑 _____ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな つた日 年 月 日				
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰 金の刑に処せられたことがありますか。 ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/> あるときはその罪及び刑 _____ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな つた日 年 月 日				
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により1級建 築士、2級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありま すか。 ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/> あるときは、その日 年 月 日				
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務停止の処分を受け、その停 止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により1級建築士、 2級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/> 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで				
	5 精神の機能の障害により2級建築士又は木造建築士の業務を適正に 行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことがで きない状態ですか。 はい<input type="checkbox"/> いいえ<input type="checkbox"/>				
※審 査					
※登録番号		※登録年月日	年 月 日	※受付番号	

別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

第1号様式の2（第5条関係）

実務経歴書

<p>私は、2級 建築士の 試験 を受けたので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。</p> <p>私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名_____</p> <p style="text-align: right;">(署 名)</p> <p>新潟県知事 様</p>			
勤務先等			
勤務先（部課名まで）	所在地（番地まで）	在職期間の合計	
		年月～年月	年月数
		年 月～ 年 月	年 月
在職期間		地位職名	建築実務の内容（建築士法施行規則第1条の2）
年月～年月	年月数		
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計
			年 月
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月
			年 月～ 年 月
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			
(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月
			年 月～ 年 月
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月
			年 月～ 年 月
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			

〔記入注意〕

- 1 この実務経歴書は、勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。
- 2 在職期間及び建築に関する実務経験の年数は、学科試験日の前日までで計算します。
- 3 建築実務経験期間欄は、在職中に建築関係の業務を行つた年数を記入してください。在職中に土木関係と建築関係の業務を同時に行つた場合は、建築関係業務の割合を年数に換算して記入してください。（例 1年間土木50%建築50%行つた場合、建築に関する実務経験年数は6月とする。）
- 4 在職中に長期療養等の理由で実際に建築に関する実務に就いていなかった期間は、建築実務経験期間に入れないで計算します。
- 5 記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

第1号様式の3（第5条関係）

実務経歴証明書

年 月 日

新潟県知事 様

証明者 ㊦

住所又は所在地

電話番号

受験申込者又は免許申請者との関係

下記の者が申請した 2級 建築士 受験申込書 免許申請書 に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1 受験申込者又は免許申請者の氏名

2 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

備考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成してください。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容について事実と相違しないことを確認したことを証明してください。
- 3 虚偽の説明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分又は告発の対象となり得ます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた2級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対する第1条の規定による改正前の新潟県建築士法施行細則第5条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に行われた直近2回の2級建築士試験又は木造建築士試験のうちいずれかの2級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者に対する第1条の規定による改正後の新潟県建築士法施行細則第28条の規定の適用については、なお従前の例による。